

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に係る承認	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第27条の2第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （譲渡及び譲受） 第27条の2 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。 2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>※第22条第3項 「汚染土壌処理業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」 参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。